

『公共工事の品質確保の促進に関する法律』のポイント

公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化

- ・基本理念として、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないこと等を規定
- ・発注者の責務として、発注関係事務を適切に実施しなければならないこと、必要な職員の配置に努めなければならないこと等を規定

『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

- ・発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならないことを規定
- ・発注者は、技術提案を求めよう努め、中立・公正な審査・評価のための必要な措置を講じて、これを適切に審査・評価しなければならないことを規定
- ・発注者は、技術提案について改善を求め、又は改善を提案する機会を与えること(技術的対話)ができること、技術提案の審査後に予定価格の作成が可能であることを規定

発注者をサポートする仕組みの明確化

- ・発注者は、発注関係事務を行うことができる者の能力の活用に努めなければならないこと等を規定
- ・この場合、発注者は、発注関係事務を公正に行うことができる条件(発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること等)を備えた者を選定することを規定

総合評価方式

工期、機能、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する方法（平成11年2月から導入）

